

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市総合文化センター運営評価委員会	三田市総合文化センターの運営評価に関する事項についての調査審議	9人以内	2年		三田市総合文化センター運営評価委員会	三田市総合文化センターの運営評価に関する事項についての調査審議	9人以内	2年
	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年		三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	省略					三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年
省略					省略				
以下省略					以下省略				